

川西市立学校校(園)区に関する 答 申

川西市立学校校区審議会

はじめに

川西市立学校校区審議会が初めて平成6年に開催されて以後、9年を経過しているが、この間、通学区域＝校区をめぐる様々な問題が起きており、今回の審議会開催となったわけである。

通学区域制度に関する動きを見ると、平成8年に行政改革委員会が「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」の中で、学校選択の弾力化についての提言を行ったのを皮切りに、文部科学省が「通学区域制度の運用に関する事例集」を出すなど、国をはじめ各自治体においても活発化した。最終的には、平成15年4月1日施行の学校教育法施行規則の改正において、学校選択制度の導入等について明記されるに至った。

この間、川西市においても、教育委員会における就学校変更基準の改正、さらには市民からの要望など校区に関する様々な弾力化に関わる動きが起きている。これに併せて、小学校、中学校の校区に関しては、地域的事情による抜本的な問題も潜在化している状況であった。

また、幼稚園に関して学校校区審議会において審議するのは初めてであるが、幼稚園の園区についても、過去から幼稚園の整備状況の影響も含め、様々な要望があり、また解決すべき課題が顕在化している状況であった。

このような状況の中で、本審議会は、重い責任を背負いながら、8回を数える審議会を開催し、慎重に、活発に、また地域の実情にも十分配慮をしながら、審議を行ったのである。

結果、本文に示したとおり答申するものであるが、すべての課題が一挙に解決するものではなく、一定の制度導入によるその導入経過を検証しながら、時代に応じた、実情に応じた対応を適宜行っていくことが重要である。

最後に、本審議会の答申を最大限尊重し、実効ある課題解決を図ることを強く望むものである。

平成16年4月

川西市立学校校区審議会
会長 三上和夫

目 次

川西市における校区の現状及び課題

1 小学校及び中学校に関すること。-----	1
(1) 通学区域 (= 校区) 制度に関すること。-----	1
(2) 学校の適正規模について -----	1
2 幼稚園に関すること。-----	2
(1) 園区について -----	2
(2) 幼稚園の適正規模について -----	2

諮問事項に係る答申

< 川西市立小学校及び中学校に関すること。 >

1 通学区域制度の弾力化への取り組みについて -----	3
(1) 審議経過 -----	3
(2) 通学区域制度の弾力化への方策に係る答申 -----	4
2 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について -----	8
(1) 審議経過 -----	8
(2) 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申 -----	8

< 幼稚園に関すること。 >

1 園区の今後のあり方について -----	9
(1) 審議経過 -----	9
(2) 新たな園区制度の導入に係る答申 -----	10
2 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について -----	11
(1) 審議経過 -----	11
(2) 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申 -----	11

審議経過 -----	12
委員名簿 -----	13

川西市における校区の現状及び課題

1 小学校及び中学校に関すること。

(1) 通学区域（＝校区）制度に関すること。

児童及び生徒が就学すべき学校は、学校教育法施行令第5条の規定に基づき、児童生徒の住所地の市町村教育委員会が指定しなければならないこととなっているが、川西市においても、道路や河川等の地理的状況や地域における歴史的経緯等の実情を踏まえながら、通学区域＝校区を設定し、当該校区に基づき学校指定を行っている。

現在の校区は、過去における大規模開発に伴う改正を重ねてきた中、平成9年度有加茂小学校と加茂西小学校の統廃合に伴い平成9年4月1日に改正されたもので運用がなされているところであるが、校区そのものに対する不満やミニ開発に伴う校区変更を求める要望など、現行の校区において解決をしなければならない課題を抱えている状況である。

具体的には、校区境界地域において、通学距離、生活圏、学校イメージ等を理由に、特にミニ開発、マンション建設により新たに校区内の住民となった保護者から、就学指定校の変更を希望する件数が増加している状況である。また、従前より、小学校から中学校に進学する際に、2校に分かれる学校がある一方で、小学校区と中学校区が同一である学校があるという現状も、校区をめぐる要望として現になされている。

そういった中、現状において問題となっている状況を踏まえ、今回教育委員会から「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」意見を求めるとの諮問を受けたところである。

(2) 学校の適正規模について

今回教育委員会から「学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたところであるが、この背景として、以下に述べる状況が現状の課題としてある。

まず1点目として、平成6年度から平成15年度に至る学校基本調査に基づく各年5月1日現在での小学校及び中学校の児童・生徒数及び学級数の状況（別添資料1～2）を見ると、1学級当たりの児童・生徒数の状況、1学年当たりの学級数の状況について各学校を比較した場合に、学校間においてばらつきが生じていることが伺えるというものである。特に、小学校において、やや顕著な状況が見受けられ、さらには、平成16年度以降の推計における小学校及び中学校の児童・生徒数及び学級数の状況（別添資料3～4）についても、学校間におけるばらつきが、平成6年度から現在に至る状況と同様若しくはやや顕著となる傾向が、見受けられる。

次に、平成6年度に開催された川西市立学校校区審議会において、小学校について、学校規模、通学距離と安全性、地域の状況等から、校区再編の必要がある学校 校区再編は、長期的展望に立って、検討する必要がある学校 現状で特に問題はない学校の3つのタイプに分類整理し、検討した結果、桜が丘小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、清和台南小学校については、校区再編を長期的展望に立って、検討する必要がある学校であるとする、長期の課題として提起する内容の答申が出されている。これを受け、答申後9年が経過する中、改めて現状に照らし、答申事項の確認をする必要があるというものである。

2 幼稚園に関すること。

(1) 園区について

幼稚園については、過去において1小学校区に1幼稚園というようなことで幼稚園整備が南部地域から順に進められてきた経緯もあり、小学校区を基本とする中で通園区域＝園区が設定されている。しかし、急激な人口増加のため財政的に公立幼稚園の整備が追いつかず、私立幼稚園を誘致することにより幼稚園整備を図っており、現在小学校16校に対し幼稚園18園の状況となっているものの、公立幼稚園だけに限れば10園という状況である。そのため、南部地域においては、ほぼ1小学校区1幼稚園という形で北部地域に比べ集中的に幼稚園が整備されている状況から、園区の幼稚園よりも隣接の幼稚園の方が距離的に近く、当該園区外の幼稚園に行きたいとの要望が出されている。一方で、特に北部地域においては、園区の設定範囲が広範となっている状況から、距離的な問題などの理由で公立幼稚園に通園したくても通園できない状況があるなど、園区の今後のあり方について検討を要する問題が現存している状況である。

また、平成15年度に策定された「川西市幼稚園教育振興計画」においても、公立幼稚園の教育環境の充実に対する具体的施策の一つとして、以上述べた現状に加え、適正な幼稚園環境の整備の観点から、「川西市立学校校区審議会での審議の動向を踏まえながら、園区の見直し等の検討を進めます。」との内容を掲げている。

このような状況の中、今回教育委員会から「園区の今後のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたところである。

(2) 幼稚園の適正規模について

幼稚園の整備状況は先に述べたが、平成4年度から平成15年度に至る学校基本調査に基づく各年5月1日現在での公立幼稚園の園児数・学級数の推移（別添資料5）を見ると、南部地域のふたば幼稚園、北部地域の松風幼稚園において、4歳児、5歳児ともに1クラスの状況が継続しており、他の幼稚園に比べてやや突出して学

級数のアンバランスが生じているような状況である。これについては、前述した各幼稚園における園区の範囲の差違、公立幼稚園の整備状況の背景なども要因の一つと考えられるが、いずれにしても市内全域を捉えた場合において、幼稚園間の学級数アンバランスの状況が起きているのが現状である。

このような状況を踏まえ、先の園区の問題に加え、今回教育委員会から「幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」意見を求めるとの諮問を受けたものである。

諮問事項に係る答申

< 川西市立小学校及び中学校に関すること。 >

1 通学区域制度の弾力化への取り組みについて

(1) 審議経過

現在、通学区域制度をめぐっては、平成8年12月の行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」において、学校選択の弾力化についての提言がなされて以後、通学区域制度の弾力化への国の動きが活発となり、最終的には、各市町村の教育委員会の判断により学校選択制度を導入できること及びその手続等を明確化するとともに、指定された就学校の変更を希望する場合の要件や手続等について各市町村において明らかにすると学校の教育法施行規則の改正が、平成15年4月1日をもって行われたところである。また、この間、関東地方を中心に、学校選択制度の導入が活発に行われている状況でもある。

本審議会としては、川西市における校区問題を解決していく方策を検討するにおいて、このような国をはじめとする通学区域制度の弾力化への動きが顕著になっている状況を考慮しながら、校区の見直し、現行指定変更基準の見直し、学校選択制の導入を具体的な検討課題として審議を進めた。

その中で、まず、校区の見直しについては、今具体的に要望が出され問題が明らかとなっている地域を含め、全市的に校区の再編成を伴う議論を進めるには、改めて問題となる地域の洗い出しに加え、個別具体的な校区見直しに係る検討を行う必要があり、そのためには、様々なデータの収集、データ分析、問題点の整理、具体案の検討などを伴い、本審議会に与えられた時間的制約に照らして考えれば、到底結論を導き出せるものではない。

そこで、上述した弾力化の動きに着目し、現在具体的に問題となっている地域の状況も踏まえながら、個別の問題を全体の問題として組み直し、一定の改革原則を導き出しながら、弾力化への取り組みを行う具体的方策を探ったところである。

この方向性を具体的なものとするため、弾力化への取り組みに対する具体的提案として、既に学校選択制度が導入されている事例において問題となっている学校が

「人気校」「不人気校」に二分してゆく二極化現象等の課題を考慮に入れながら、どのように流動性に対応し、学校の安定性を確保していくのかという部分を重視し、「校区を離れることとなる学校を基準に5%を限度として、希望により学校を選択することができる」とする制度導入案をたたき台に、課題解決に向けた具体的審議に入った。

特に、審議の中で中心的な争点となったのは、学校の安定性を確保する観点からの「出る側」の学校に5%の限度枠を設けることであったが、制度導入が新たな第一歩であり、既に蓄積されたデータからの実績により5%限度枠の適否を判断できること、一定の期間ごとに制度の改変効果検証を行うこと、結果に応じ校区の見直し等の解決方法も検討できることなどで実効性を高めることができるものと判断し、以下に示す制限的学校選択制度の導入を本審議会として答申するものである。

なお、弾力化への取り組みに係る諮問に対して、今回の本審議会での論議においては、以下に提案する新たな制度の導入を答申する結果となったが、この制度導入はこれまでにない取り組みを求めるものであり、大きな問題でもあることから、以下のとおり反対意見が出されたことを付記しておくものとする。

まず1点は、このような短期間の審議で、大きな制度を見直していくというには、余りにも十分な論議がなされていない。弾力化への取り組みを考える前に、学校の適正規模の論議をまず第一に行うべきである。今回の学校選択制度を導入することにより、学校、地域が混乱する、との理由から、今の段階で通学区域制度の弾力化には踏み出すべきではないという意見である。

次に、校区に係る問題は、地域においてそれぞれ様々な事情がある中で起きてきているが、教育委員会はこれまで個別裁量による一貫性のない対応を行い、校区の歪みなどの個々の構造的な問題についても手を触れてこなかったにも関わらず、地域性のある各論をおろそかにし、総論のみでの解決を図ろうとしている。また、画一的に学校の安定性のみを理由に、学校選択の範囲を校区を離れることとなる学校を基準に5%枠を設け、抽選により希望者を選別する制度導入は、地域における実情を反映しないもので、新たな混乱を引き起こすこととなる、との理由から、原則論を設けた上で、地域による柔軟性を持たせるべきであるとの意見である。

以上の反対意見は、本審議会として、無視することのできない内容であり、今回の答申を受け、教育委員会において制度導入を進めていく場合において、常にこの内容を十分に認識した上で、制度運営を行うよう強く要望するものである。

(2) 通学区域制度の弾力化への方策に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、川西市における通学区域制度について、全市的な弾力化への取り組み方策として、以下のとおり提案する。

1 通学区域制度の弾力化への方策

子どもが校区を離れることとなる学校を基準に5%を限度として、保護者や子どもの希望により学校を選択することができることとする。

なお、限度枠については、障害による事由など特別の理由があると認められる場合（限定列挙することとする。）を除くものとする。

2 対象とする学校及び選択の範囲

(1) 対象とする学校

弾力化の方策の対象となる学校は、市内の全小学校及び全中学校とする。

(2) 選択ができる範囲

隣接する学校に限定する。（参考を参照）

(3) 小学校で学校選択を行った児童の中学校入学に係る選択

ア 起点となる学校

小学校で学校選択を行った児童について、中学校入学に当たって起点となる学校は、居住地に対応した校区に基づく中学校とする。

イ 中学校における選択方法

中学校入学に当たっては、小学校で学校選択を行っていたかどうかに関係することなく、居住地に対応した本来の校区の中学校から希望により他の中学校を選択することができるものとする。（小学校で学校選択していた児童に対する優先は、これを認めない。）

3 対象となる児童生徒の範囲

小学校、中学校いずれも新1年生を対象とする。

なお、入学後に、特別の事情もなく再度選択することは原則としてできない。

（7を参照）

4 希望者が限度枠を超えた場合等の取扱い

(1) 5%の限度を超えて他校への選択を希望した場合

抽選により就学できる者を決定する。

なお、兄弟姉妹が既に希望する学校にいる場合その他特別の事由があると認める場合（限定列挙することとする。）は、優先的に希望を認め（5%の枠外）抽選から除外することとする。

(2) 受入校において収容能力を超えた場合

受入校において、校区の学校を希望する児童生徒のみで収容能力が満たさ

れる場合、当該校にあっては他校区からの希望者は受け入れしない。

受入校において、他校区からの希望者（兄弟姉妹が既に希望する学校にいることを理由に優先的に希望を認める者を含む。）を受け入れることができる場合に、収容能力を超えることとなった場合は、抽選により就学できる者を決定する。

5 制度の検証

5年おきに、5%限度枠の適否、新たな弾力化の動き等について検証を行うこととする。

ただし、現在就学指定校変更について問題となっている地域が存在していることに鑑み、制度導入後1回目の検証については、市域全体に係る問題把握を行い早期解決を図ることを目的に、3年後に行うものとする。

なお、検証の結果については、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定するものとする。

6 第三者機関の設置

必要に応じて、制度の運用方法、制度の改変効果検証等について判断を行う第三者機関を設置することとする。

7 現行の就学校変更制度

現行の就学校変更制度は、上記制度とは別のものとして引き続き運用する。

(参考)

選択できる学校の範囲

起点となる学校	選択できる学校の範囲
小学校	
久代小学校	加茂小学校
加茂小学校	久代小学校、川西小学校
川西小学校	加茂小学校、桜が丘小学校、川西北小学校
桜が丘小学校	川西小学校、川西北小学校
川西北小学校	川西小学校、桜が丘小学校、明峰小学校
明峰小学校	川西北小学校、多田小学校
多田小学校	明峰小学校、多田東小学校、緑台小学校、清和台南小学校、けやき坂小学校
多田東小学校	多田小学校、緑台小学校、東谷小学校

緑台小学校	多田小学校、多田東小学校、陽明小学校、東谷小学校
陽明小学校	多田小学校、緑台小学校、清和台小学校、東谷小学校
清和台小学校	陽明小学校、清和台南小学校、東谷小学校
清和台南小学校	多田小学校、清和台小学校、けやき坂小学校
けやき坂小学校	多田小学校、清和台南小学校
東谷小学校	多田東小学校、緑台小学校、陽明小学校、清和台小学校、牧の台小学校、北陵小学校
牧の台小学校	東谷小学校
北陵小学校	東谷小学校
中学校	
川西南中学校	川西中学校
川西中学校	川西南中学校、明峰中学校
明峰中学校	川西中学校、多田中学校
多田中学校	明峰中学校、緑台中学校、清和台中学校、東谷中学校
緑台中学校	多田中学校、清和台中学校、東谷中学校
清和台中学校	多田中学校、緑台中学校、東谷中学校
東谷中学校	多田中学校、緑台中学校、清和台中学校

以上の学校選択制度導入という提案については、新たな改革の一步を踏み出すものであり、この制度が常に安定的に運用されるとともに、改革が担保される必要がある。そのため、第三者機関による制度の検証が、制度運用において非常に重要な要素となっている。また、現時点において問題となっている地域が存在していることを受け止め、2年間の実績に基づくデータ収集による検証結果を踏まえ、市域全体に係る問題把握を行い、3年後には、校区の線引きの全面的見直しや5%限度枠の変更など必要かつ具体的な対応を決定することとしており、教育委員会においては、この点、十分に認識の上、対応することが肝要である。

なお、以上提案した学校選択制度については、現状として抱える問題地域から通学区域制度に係る改善要望が出されていることなどに鑑み、速やかに導入する必要があることから、平成17年度から導入することを強く求めるものである。

また、過去において、現行の就学校変更の許可基準である転居に伴うもの、家庭の事情によるもの、心身等の事情等教育的配慮によるもの以外に、通学上特別なものとしてある意味において例外的に認められてきた地域的事例があるが、これについては、新たな学校選択制度に包括されるものとして対応すべきものであり、既に認めている児童又は生徒を除き、今後は従前に習うことなく、新たには認めないこ

ととする必要があると判断する。

2 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について

(1) 審議経過

学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模の問題は、結果として、校区の線引きの見直し、あるいは統廃合というものも視野に入ってくる検討課題であるが、通学区域制度の弾力化への取り組みについて検討を行っていく上で、並行的に、また整合性に配慮しながら審議する必要がある内容でもある。

校区の見直しに係る観点については、前述したように、改めて問題となる地域の洗い出しに加え、個別具体的な校区見直しに係る検討を行う必要がある、そのためには、様々なデータの収集、データ分析、問題点の整理、具体案の検討などを伴い、本審議会に与えられた時間的制約に照らして考えれば、到底結論を導き出せるものではない。また、統廃合の観点からは、例えば、小学校で見た場合、各学年1クラスで、かつ40人学級の半分である20人程度の状況が継続的に続いている場合というのが最低基準ではないかとの専門的立場からの意見も出されるなど、長期的な課題として捉え、慎重に検討を加えていく必要がある課題である、という認識を確認し、具体的審議を進めた。

その上で、通学区域制度の弾力化への取り組みについて、学校の安定性確保に重点を置きながら具体的方策を検討する中であって、制限的学校選択制が導入された場合、学校間の学級数バランスを含め、学校規模という部分に対しどのような影響を与えるのかなど、常に学校の適正規模の問題を議論の枠の中に入れながら、審議を進めていったところである。

以上のような前提を踏まえながら審議する中、少なくとも現段階においては、前回平成6年度に開催された川西市立学校校区審議会の答申内容も含めて、学校の現状を見たとき、激変、激減という状況にはなく、この数年間に著しくアンバランスを欠くこととなる学校があるとは判断できないとの結論に至った。

(2) 学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、本審議会としては、以下のとおり答申するものとする。

学校の適正規模に係る課題については、通学区域制度の弾力化への方策として導入を図る「制限的学校選択制度」による弾力運用措置の状況把握を行う中で、必要に応じて適宜適切に検討を行うことが妥当である。

なお、弾力運用措置の状況把握については、制限的学校選択制度が5年ごとに行

うこととしている制度の検証の中で実施することが肝要である。

< 幼稚園に関すること。 >

1 園区の今後のあり方について

(1) 審議経過

本審議会において、幼稚園の園区をめぐる問題に対する対応策について出された意見の概要は、大別すると以下のとおりである。

ア 実態からの園区拡大等に対する要望等の状況

距離的に園区外の幼稚園の方が近い場合や通園の安全を考えれば園区外の幼稚園の方が望ましい場合でも、園区が決まっている以上行けない。隣接の園区まで選択の範囲を拡大することで、これら要望の多い問題については解決できる。

イ ブロック制による選択

幼稚園と小学校との接続の問題を考える必要はないことを前提に、できるだけ近い、送り迎えも楽なところということで考えると、地域を考慮し幾つかのブロック制にしてその中での選択制とする。

ウ 全面自由化

暫定的にブロックで分けるよりも、自由化というものが一体どういう方向に向かっていくのか、市民の意見が、自由化に対してどういう反応を示すかということを見る良いチャンスと捉え、全面自由化が望ましい。

エ 制度的議論の整理

小・中学校の校区については、「人気校」「不人気校」に二分してゆく二極化現象等の課題を考慮に入れながら、どのように流動性に対応し、学校の安定性を確保していくのかという部分を重視し、5%枠を設けた。これは、混乱が起きるかどうかという視点での結論であり、この点、幼稚園については、同様に考える必要はない。

現行の園区を維持するのみでは問題があるという状況認識が一致している中、方向性としては、園区を取り払うか、拡大するかであるが、いずれもより広い地域から園児を集めるという意味では同じ方向である。相違点は、園区を取り払うことについては、歩いて通うことを前提とすればリスクは生じないとの考えに対し、園区の拡大は、リスクが生じるかも知れないので、自由化より少し園区を広げるといような形の方がリスクが少なく済むのではとの考えという点である。

以上の論議を前提とし、具体的審議を図るため、「現行の園区は残しながら、市内全域の他園への就園を希望することができる」とする制度導入案をたたき台に検

討を進めた。

審議の中で争点となったのは、定員を超えた場合に抽選を行うという前提に立った場合、現行園区を残し、園区内希望者を優先した上で他園からの就園希望を認めることについて、結果として隣接園区からの就園希望が制限されるのではという点である。

この点、ブロック制的な考え方の中での選択制、募集の段階で希望順位を聞き、希望順位に応じて配慮を行う、優先順位を決め、優先順位ごとに段階的に募集し抽選するなどの意見が交わされたが、現行園区内の園児を優先することにより自由化に対する一定の歯止めを行いながら、平等に市内全域から自由に選択できるという自由化を図るという内容を総合的に評価し、以下に示す制度の導入を本審議会として答申するに至ったものである。

(2) 新たな園区制度の導入に係る答申

以上述べた審議経過を踏まえ、川西市における幼稚園に係る園区について、全市的な制度として、以下のとおり提案する。

幼稚園における園区については、現行の園区を基本としつつ、市内全域の他園への就園を希望することができるものとする。

1 対象となる園児

対象となる園児は、新規募集に係る幼児及び途中入園に係る幼児（ただし、幼稚園の定員に空きがある場合に限る。）とする。

2 実施時期

実施時期は、4歳児については平成17年度の入園に係る新規募集からとし、5歳児については平成18年度の入園に係る新規募集からとする。

3 募集に係る優先及び定員超過等の取扱い

(1) 園区内の幼稚園を希望する限り、これを優先することとする。

ただし、園区内の幼稚園を希望する幼児のみで定員を超えた場合は、抽選により就園できる者を決定する。この場合、幼児が双子以上のときは、これを1組とみなすものとする。

(2) 他園区からの希望者を受け入れることができる場合に、定員を超えて希望があった幼稚園については、抽選により就園できる者を決定する。この場合、幼児が双子以上のときは、これを1組とみなすものとする。

ただし、兄弟姉妹が既に希望する幼稚園に在園する場合は、優先的に希望を認め、定員を超えない限り抽選から除外することとする。

- (3) 当初の募集で定員に満たなかった幼稚園（入園決定後欠員が生じた場合を含む。）については、第2次募集を行うものとする。

4 通園の条件

通園に当たっては、徒歩又は公共交通機関の利用による通園を基本とする。

2 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について

(1) 審議経過

前述した現状のとおり特定の幼稚園において、他園に比べ学級数のアンバランスが生じていることが、資料からも明らかな状況であるとの認識は、本審議会においても、確認をしたところである。

しかしながら、園区をめぐる問題について議論を進める中、上述のとおり答申を行うこととなった結果を考慮すると、現時点の状況のみをもって、幼稚園の適正規模に対する結論を導き出すことは、適切ではないとの判断に至った。

(2) 幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方に係る答申

以上述べた審議状況を踏まえ、本審議会としては、以下のとおり答申するものとする。

幼稚園の学級数アンバランスに伴う問題については、新たな園区に係る全市的な制度が運用され、その実績状況を踏まえた中で、改めて状況把握を行った上、必要に応じて検討を行うことが妥当である。

なお、制度運用に係る実績状況の状況把握については、小学校及び中学校に係る制限的學校選択制度において行われる制度検証と並行して実施することが適当である。

審 議 経 過

回	開催年月日	審 議 内 容
第 1 回	平成15年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 会長・副会長の選任 ・ 諮問事項について事務局説明 ・ 審議事項 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る全般的審議
第 2 回	平成15年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る全般的審議
第 3 回	平成15年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る会長提案に基づく審議
第 4 回	平成15年12月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る事務局提案に基づく審議
第 5 回	平成16年 1 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る事務局提案（追記分）に基づく審議
第 6 回	平成16年 1 月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 ア 「園区の今後のあり方について」に係る全般的審議 イ 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る答申案の審議
第 7 回	平成16年 2 月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 ア 「園区の今後のあり方について」に係る事務局提案に基づく審議 イ 「学校間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」に係る全般的審議 ウ 「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」に係る答申案（修正分）の審議
第 8 回	平成16年 3 月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項 ア 「園区の今後のあり方について」に係る事務局提案に基づく審議 イ 「幼稚園間の学級数アンバランスに伴う適正規模のあり方について」に係る全般的審議 ウ 川西市立学校校区審議会答申案に係る審議

川西市立学校校区審議会委員

区 分	氏 名	所 属・役 職 職 名	備 考
学 識 経 験 者	植 木 壽 子	弁 護 士	
	三 上 和 夫	神 戸 大 学 発 達 科 学 部 教 授	会 長
	米 川 英 樹	大 阪 教 育 大 学 教 授	副 会 長
学 校 長 等	足 立 直 正	川 西 市 立 緑 台 中 学 校 校 長	
	土 岐 稔	川 西 市 立 多 田 小 学 校 校 長	
	中 森 道 子	川 西 市 立 ふ た ば 幼 稚 園 園 長	
地 域 の 代 表	今 瀨 勝 之	加 茂 小 学 校 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
	高 橋 潔	緑 台 ・ 陽 明 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
	中 西 忠 男	東 谷 小 学 校 区 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 協 議 会 会 長	
保 護 者 の 代 表	久 原 桂 子	牧 の 台 小 学 校 P T A 会 長	
	千 葉 順 子	川 西 南 中 学 校 P T A 委 員	
	難 波 み さ こ	牧 の 台 幼 稚 園 P T A 会 長	

資 料

- 1 小学校における平成 6 年度以降の児童数の推移 (資料 1)
- 2 中学校における平成 6 年度以降の生徒数の推移 (資料 2)
- 3 小学校における学校規模間の将来推移 (資料 3)
- 4 中学校における学校規模間の将来推移 (資料 4)
- 5 幼稚園における平成 4 年度以降の園児数及び学級数の推移 (資料 5)
- 6 川西市立学校校区図 (資料 6)
- 7 川西市の公私立幼稚園の位置 (資料 7)